

## 令和5年度高知県議会モバイル回線利用要求仕様書

### 1 目的

高知県（以下「甲」という。）は、令和5年度に議会内LANに対する接続機器をノートパソコンからタブレットに変更する予定であり、Wi-Fiを設置する議会棟以外においてもネットワーク接続可能とする運用にするため、モバイル回線を導入する。

### 2 利用想定

#### (1) オンライン会議への出席

委員会等のオンライン対応時に、会議場に出席できない議員が外部（議会棟以外）から接続するために利用する。

#### (2) 議員活動への利用

外部（議会棟以外）にて、資料作成、情報収集、連絡及び共有等に利用する。

### 2 機能及び性能等に関する仕様

#### (1) 回線数

38回線（議員用タブレット37台+事務局用タブレット1台）

#### (2) 利用期間

令和5年7月28日～令和6年3月31日

#### (3) 容量

7GB以上/回線

容量は本契約内でシェア可能とし全体で266GB以上とする。

シェア容量を超過する場合は容量の追加等を甲と協議する。

#### (4) 利用容量

管理コンソール画面等を用いて、回線毎に時系列（日次）で管理可能とする。

### 3 納入期限

令和5年7月28日までに納品すること。

### 4 納入方法

タブレットにてインターネット通信をする上で必要な設定作業を行った上でSIMを納品すること。また、SIMの番号等を一覧整理された管理表も併せて納品すること。

書類（紙媒体）は、A4判縦長横書き両面を原則とし、日本語表記のもの1部（原本1部）を提出する。

## 5 納品場所

高知県議会棟内の、甲の指定する場所に納品する。

## 6 支払方法

初期費用については、納品及び初期設定が完了した時点で一括支払いとし、回線利用料については月払いとする。

## 7 保守について

### (1) 機器の故障対応

故障対応についてはスポット保守とする。なお、甲の責によらず機器が故障した場合は、受注者（以下「乙」という。）はこれを無償で修理するものとする。

### (2) 問合せ対応

利用期間中は甲からの問合せについて、乙は平日の 08:30-17:00 の間電話にて対応可能とする。

なお、問合せ先を記載した保守等体制図を提出すること。

## 8 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項については、別途協議のうえ定めるものとする。

(2) 乙は業務の実施に伴い適用を受ける法令、基準、指針等についてはこれを遵守しなければならない。

(3) 初期設定（タブレット端末へのSIMの挿入及び通信確認）は乙が行うこと。

(4) SIMは管理番号等にて管理し、ナンバリングしたシール等により表示すること。

(5) 契約期間終了後、乙は新規事業者による業務引継ぎを行う必要がある場合には、引き続き円滑な利用が図れるよう最大限協力すること。